

平成22年(行コ)第300号 公金支出差止等(住民訴訟)控訴事件

控訴人 藤永知子 外18名

被控訴人 埼玉県知事 外4名

証拠申出書(補充)

2013年(平成25年)7月31日

東京高等裁判所

第24民事部ロS係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 佐々木 新一

同 南 雲 芳 夫

同 野 本 夏 生

同 小 林 哲 彦

同 伊 東 結 子

控訴人らは、平成25年7月16日付け証拠申出書において、人証調べを求めている控訴人本人嶋津暉之、証人坂巻幸雄兩名について、尋問事項および当審における証拠調べ実施の必要性を補充する。

第1 控訴人本人島津暉之について

1, 控訴人嶋津の経歴等

[経歴]

1966年3月 東京大学工学部都市工学科卒業

1972年3月 東京大学大学院工学系研究科博士課程単位取得退学
大学院時に工場の水使用合理化技術を研究

1972～84年 東京都公害局（環境保全局）に勤務し、地下水行政に携わる。

1984～2004年 東京都公害研究所（環境科学研究所）に勤務し、水質問題、
水問題の研究に携わる。

2004年3月 同研究所退職

[著書]

水問題原論（北斗出版、1991年）

やさしい地下水の話（共著、北斗出版、1993年）

改訂地下水ハンドブック（共著、建設産業調査会、1998年）

八ッ場ダムは止まるか 首都圏最後の巨大ダム計画（共著、岩波書店 2005
年）

首都圏の水が危ない——利根川の治水・利水・環境は、いま（共著、岩波
書店、2007年）

八ッ場ダム 過去・現在・そして未来（共著、岩波書店、2011年）

その他

2, 立証趣旨等

- (1) 控訴人嶋津は、大学院時代から水問題にかかわり、東京都に勤務してから
も水関係の仕事に従事し、さらに各地の水需給構造の解析を長年進めてお
り、特に、水使用合理化技術に関して大きな成果を上げてきた。控訴人嶋津
は、日本の河川政策、ダム建設政策等の水問題に精通しており、1991年に
出版された「水問題原論」は、水問題のバイブルになっており、名実ともに
水問題の第1人者である。
- (2) 2009年9月、政権交代によって樹立された民主党政権下において、前原
誠司国土交通大臣が八ッ場ダム事業の中止を言明したが、その後、全国の事
業中のダムについて検証を行って事業の必要性や投資効果の妥当性を改め

て検討することになり、八ッ場ダムについては2010年9月28日、国土交通大臣から指示を受けた関東地方整備局が検証作業を開始し、翌2011年11月、八ッ場ダム事業は継続が妥当との検証結果を国土交通省に報告した。その後、同年12月、当時の前田武志国土交通大臣が、八ッ場ダム事業を継続する方針を発表しているところである。

- (3) 国土交通大臣が中止を言明した八ッ場ダム事業が、検証の結果、事業継続へと方針変更されたのは、関東地方整備局による検証作業が客観性および科学性に乏しく、ダム事業の継続を妥当とする結論が得られるように検証作業の仕組み自体がつくられていたためである。埼玉県水道の八ッ場ダム事業の参画についても、関東地方整備局による検証作業と同様、およそ客観性・科学性を欠いた検証しかなされておらず、その結果、事業参画が妥当という結論が導かれている。
- (4) 控訴人嶋津については、原審において本人尋問が行われているが、尋問実施時から約4年が経過し、この間、埼玉県水道については、将来、水余りの状況になることが一層鮮明となっている。

また、原審における尋問実施後、前述のとおり、関東地方整備局による八ッ場ダム事業の検証作業が行われ、およそ客観性・科学性を欠いた検証内容であったにもかかわらず、この検証結果を受けて政府方針が変更され、また、被控訴人も、本訴訟において、右検証結果によって八ッ場ダム事業の必要性が裏づけられ、県の八ッ場ダム事業への参画が適切な判断であったことが確認されたとの趣旨の主張を行うに至っていることから、関東地方整備局による検証作業が客観性・合理性を備えたものと言えるかについて、専門家でもある控訴人嶋津の証言が必要となっている。

3. 尋問事項

- (1) 利根川流域全体の水需給について

利水面で八ッ場ダムが必要が否かを判断するにあたっては、利根川流域の水需要についての傾向を踏まえる必要がある。これに関連して、

- ① 利根川流域6都県水道の一日最大給水量はどのように推移してきているのか。利根川流域の水需要は八ッ場ダム計画時と比べると、どのように変わったのか。

- ② 一日最大給水量の減少傾向が続いてきたのはどのような要因によるのか。それらの減少要因は今後も機能していくのか。
- ③ 利根川流域全体の人口は今後どのように推移していくのか。
- ④ ①乃至③を踏まえると、利根川流域の水道用水の将来動向はどのように推移すると考えられるか。
- ⑤ 国土交通省の利根川荒川フルプラン（利根川水系及び荒川水系水資源開発基本計画）では、将来の水道用水をどのように予測しているのか。
- ⑥ 国土交通省水資源部の「気候変動等によるリスクを踏まえた総合的な水資源管理のあり方について」研究会は、利根川流域の水道用水についてどのような超長期の予測を行っているのか。
- ⑦ 水需要の持続的な減少と水源開発事業の進捗により、利根川流域の水道の水需給は今後どのように変わっていくのか。

(2) 利根川流域の各都県の水需給について

八ッ場ダムに参画している各都県においても、水道、工業用水道の需要の増加は頭打ちとなり、ほとんどが減少傾向を示し、八ッ場ダムの水源の必要性が失われてきている。これに関連して、

- ① 埼玉県水道の最近の水需要の動向はどうなっているか。また、今後の水需要はどのように推移していくと考えられるか。埼玉県水道の水源保有状況はどうか。埼玉県水道の将来の水需給は、どのようになると推測されるか。埼玉県の水需給計画との差異はどうか。
- ② 東京都水道の最近の水需要の動向はどうなっているか。今後の水需要はどのように推移していくと考えられるか。東京都水道の水源保有状況はどうか。東京都水道の将来の水需給はどのようになると推測されるか。東京都の水需給計画との差異はどうか。
- ③ 群馬県水道及び工業用水道の最近の水需要の動向はどうなっているか。今後の水需要はどのように推移していくと考えられるか。群馬県水道及び工業用水道の水源保有状況はどうか。群馬県水道及び工業用水道の将来の水需給はどのようになると推測されるか。群馬県の水需給計画との差異はどうか。

- ④ 千葉県水道及び工業用水道の最近の水需要の動向はどうか。今後の水需要はどのように推移していくと考えられるか。千葉県水道及び工業用水道の水源保有状況はどうか。千葉県水道及び工業用水道の将来の水需給はどのようになると推測されるか。千葉県の水需給計画との差異はどうか。
- ⑤ 茨城県水道の最近の水需要の動向はどうか。今後の水需要はどのように推移していくと考えられるか。茨城県水道の水源保有状況はどうか。茨城県水道の将来の水需給はどのようになると推測されるか。茨城県の水需給計画との差異はどうか。

(3) ハッ場ダム検証の虚構について

- ① 国土交通省・関東地方整備局によるハッ場ダムの検証作業（以下、単に検証作業と言う。）においては、各都県および各利水予定者による水需要の予測が実績と乖離していないかどうかの点検が行われているか。
- ② 検証作業では、各都県および各利水予定者の保有水源の評価が水利用の実態を踏まえているかどうかの点検が行われたのか。
- ③ 検証作業では、各都県および各利水予定者の水需給計画の妥当性についてどのようなチェックが行われたのか。
- ④ 検証作業では、利水代替案の比較検討が行われているが、その利水代替案の作成で前提とされたものは何か。
- ⑤ 検証作業では、具体的にどのような利水代替案が検討されたのか。それぞれの利水代替案にどの程度の実現性があると考えられるのか。
- ⑥ 利水代替案には静岡県富士川河口堰から導水する案が含まれているが、かような利水代替案にどのような意味があると考えられるのか。
- ⑦ 利水代替案との比較検討で最終的にハッ場ダムが最適案として選択されているが、この検証のプロセスをどのように評価すべきか。

第2 坂巻幸雄証人について

1, 同証人の尋問を行う必要性

坂巻証人は、技術士法に基づいて行われる国家試験に合格し登録した技術士であり、科学技術に関する高度な応用能力を備えていることを認定された者であり、ハッ場ダムに関する地質調査報告書を精査した上、ダムサイト及び周辺での現場踏査も複数回行っている者である。

国土交通省関東地方整備局は、2011年11月、「ハッ場ダム建設事業の検証に係わる検討報告書」（以下「検討報告書」という。）を作成し、その中でハッ場ダム貯水池周辺の地すべ対策について新たな対策を公表したが、検討報告書の基礎資料である「H22ハッ場ダム周辺地状況業務報告書」（以下「H22年業務報告書」という。）を精査した者である。

同証人によって立証しようとしている対象事項と、その必要性は以下のとおりである。

- (1) ハッ場ダム貯水池周辺における地すべりの危険性については、控訴人らも本件訴訟で主張してきたところであるが、マスコミでも度々取り上げられ、地元住民からも不安の声が出されるに及び、国土交通省も重い腰を上げて再検討を行い、新たな対策を公表するに至った。
- (2) 国土交通省が発表した新たな地すべり対策は、対象地が従来の3地区から11地区に増加したこと、対策工として「押え盛土工」「頭部排土工」及びその併用を採用したこと、概算工事費も従来の5.8億円から約110億円となり、代替地の地すべり対策費も加えると約150億円に増加していることなどが明かとなっている。
- (3) このような新たな対策について、概算工事費の大幅な増加を取ってみても従来の対策が極めて不十分なものであったことを示しており、控訴人らの主張の正しさを裏付けるものであるが、なお新たな対策そのものについてもその内容について疑問が存在している。

そこで、国土交通省の発表した「検討報告書」の基礎資料となっている「H22年業務報告書」を検討したところ、数々の疑問点が存在していることが判明したので、坂巻証人の証言によってこの点を明らかにする。

2. 尋問事項

- (1) 証人の身上・経歴

- (2) 地すべり検討対策地の検討に際し、湛水の影響を受けない地域を除外したことは正当か
- (3) 新たな対策で対象地が、従来と比べて11地区に増えている理由は何か
- (4) 土石流堆積物は一度水締めを経ているから湛水の影響を受けないとして、対象地から除外することは正当か
- (5) 安定解析の手法について、どのような問題があるか
- (6) ハッ場ダム周辺地の地形・地質の特性は考慮されているか
- (7) 対策工として、押え盛土工、頭部排土工及びその併用が採用されているが、
- ① 周辺地における必要抑止力との関係からみて、これらの工法に問題はないのか
 - ② ダム湖の水面が上下することによる影響は問題ないのか
- (8) 概算工事費が従来に比べて大幅に増えている理由は何か
- (9) 「意見書」(甲D第36号証)「8補記」の1)における指摘に関して、この上湯原では、結局、報告は、対策が必要な崖錐堆積物地区においても、何ら対策を執らないという結果を生じているのであるから、湛水時に地すべりを引き起こす危険性が高いということになるのではないか
- (10) 前同「8補記」の2)における指摘に関して、指摘の7ケースにおいては、「道路土工指針」のレベルで見ても、地すべりの抑制・抑止が困難であるということに帰着するのではないか。言い換えれば、この7ケースは湛水時に地すべりが起こる可能性が高いことを意味していることになるのではないか
- (11) 前同「8補記」の3)における指摘に関して、応桑岩屑流堆積物が深層で水浸した場合、荒砥沢地すべりや和歌山県での深層すべり事例が再発する可能性を否定できないのではないか。ここでも深層地すべりの危険性を否定できないのではないか
- (12) 前同「8補記」の4)における指摘に関して、これだけ重大な対策工がこれまで看過されてきたということ、どのように評価すべきか。

- (13) 前同「8 補記」の5)における指摘に関して、ハツ場ダム湖では、このような危険な応桑岩屑流堆積物の壁が連続していると言って過言ではないが、現行の計画のままで地すべり対策を行って貯水がはじまれば、これらの危惧が現実化する可能性はないか。
- (14) その他本件に関連する事実

以上